

三自審第9号

平成23年9月14日

三重県知事 鈴木英敬 様

三重県自然環境保全審議
会 長 加治佐 隆光



「自然公園法施行規則第11条第35項の規定による
基準の特例を定めること」について（答申）

平成23年4月12日付け環森第04-12号で諮問のありました「自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めること」については、下記のとおり意見を付けてお答えします。

記

「自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めること」による、室生赤目青山国定公園の特別地域（青山高原の一部）における風力発電施設の設置は、青山高原のなだらかな高原の風致・景観について、山稜線を分断する等眺望の対象に支障を及ぼすことになるとともに、野生動植物の生息に対して少なからず影響を及ぼす可能性がある。

しかし、新エネルギーに対する需要の高まり等、昨今のエネルギー環境を取り巻く経済社会的条件に照らして、その設置がやむを得ないと判断される場合、基準の特例を定めることとし、施設を設置するにあたっては、「国定公園内に風力発電施設を設置することの重大さ」をふまえ、最低限、後述の[1]～[6]が事業者により実施されるべきと考える。

今回、新規に40基を増設することから、同国定公園内に占める風力発電の施設面積が拡大すること、地震や地球の温暖化等に伴うゲリラ豪雨など、過去のデータでは計り知れない災害等が発生する可能性も否定できないことなど、自然環境に与える具体的影響が想定できない部分があることから、各項目の内容は重要である。

[1]～[6]それぞれの内容については、風力発電施設設置着工から施設撤去後原状回復されるまでの期間において事業者が各項目に該当する関係機関等との連携のもと、とり行うものとする。

[1] 企業コンプライアンスを徹底すること

事業者は、地域住民、利用者等への説明会等の実施により、充分かつ誠実な説明を行い、理解・協力を求めること。風力発電に関連した不適切事項が発生した際には、問題の種類に関わらず、すみやかに三重県や市、地元自治会など関係団体へ報告の上、専門的な調査

機関などと相談し、その改善をとり行うこと。特に、近隣住民、別荘利用者への健康被害等については、公正・誠実な対応を行うこと。

[2] 当該国定公園の利用者、来訪者、見学者の安心と安全のために万全を期すこと

事業者は、特に、管理道路・発電施設・切土部・盛土部において何らかの事故が発生した場合、責任をもって速やかに対処するとともに、再発防止策を講じること。また、自然歩道・遊歩道・他の車道などとの交差点等における安全確保、管理道路における一般車両の通行規制等、十分な対策を講じること。

[3] 「準備書についての意見に対する事業者の見解」・「事後調査計画」中の今後の監視・調査と予測の検証、およびその対応については、内容を強化して環境の保全に努めること

事業者の監視・調査の期間は、風力発電施設設置着工から施設撤去後原状回復されるまでの期間とすること。専門的かつ最新の知見に基づき定期的に調査計画案を提出して実施すること。その際には、少なくとも、下記の①から③の項目を含めること。なお今後、問題が発生した場合、事業者は、三重県及び市、地元自治会など関係団体へ報告の上、専門的な調査機関などと相談等を行い、影響の低減を図るのみでなく、その重大性が認められる場合は、風力発電施設の「停止」・「撤去」も視野に入れて対応を検討すること。

- ① 特別保護地区である奥山愛宕神社境内周辺のブナ原生林については、現在の生態系に影響が出ないようにするとともに、人文景観である奥山愛宕神社の参拝者等の安全を確保すること。
- ② 青山高原は、特殊植物の暖地性植物の北限地帯と寒地性植物の南限地帯との交錯により、興味深い貴重な植物分布とされているため、生態系の維持も含めた景観の保持のため、改変を最小限度にとどめるとともに、移植等により、現在の状態を極力保持すること。
- ③ 鳥類、猛禽類等についても、営巣等の調査を継続的に実施し、その生態への影響を最小限にとどめること。

なお、事業者は、風力発電施設の設置にあたっては、眺望や動植物の生態系についての影響をできる限り回避することとし、影響を回避できない場合には、低減、改善のための措置を講じ、三重県、市等と十分に協議すること。

[4] 「CSR（社会貢献）」を行うこと

事業者は、例えば、日常的な清掃活動、文化活動としての市民等を招いた生き物調査、新エネルギー勉強会等を実施し、青山高原への来訪者数、全体的評判の向上に努力することによって、来訪者が自然や新エネルギーに親しみ、環境を学び、考えるよりよい地域・社会づくりへの支援を行うこと。

〔5〕 諸活動についての情報は、広く一般に知らせること

上記〔3〕で得られる環境の保全状況の報告、〔4〕で得られるCSR活動の内容、およびエネルギー問題に直結する発電状況などに関する諸活動の具体的内容は、インターネット上の事業者のホームページ中で自らの情報管理のもと、常時公開するとともに、風力発電施設が環境に与える影響などの分析と課題解決の活動により、同発電施設が他の模範となるモデル施設となり、他に波及効果を与える対応を要望する。

〔6〕 施設設置の継続性に関すること

1～2年以上、騒音、故障等を理由として通常の発電ができない事態に陥った場合には、計画上の耐用年数以前であっても、高原の風致・景観のために事業者自らがその風力発電施設の部分を撤去すること。

審議会の答申は以上である。

なお、審議の中で「特例は定めない（避ける方が良い）」ことを明記すべきとする意見と、「特例を定める」ことを明記すべきとする意見があった。それらも重要であり傾聴すべき内容であるので、それぞれの意見を以下に記す。

1. 特例は定めない（避ける方が良い）ことを明記すべきとする意見

1-1 風致について

風車の回転により生ずる低周波音は、動物を風力発電施設設置地域から追いやり、その地域内では、鳥や動物を目にすることが極めて少なくなる。また、鳥や動物の鳴き声も聞かれなくなり、そこを訪れる人々は心の癒しを得ることが出来なくなる。自然公園としての価値は著しく減ずる。風力発電施設を設置する事は、自然に改変を加え、人々を自然から遠ざける事となり、メリットが大きいとは言えない。このような観点から、特例を定めることは避けるほうが良い。

巨大な風力発電施設による圧迫感・威圧感は、景観を損ねるだけでなく、自然景観のもつ「癒し効果」や「くつろぎ効果」、青山高原としての「広々感」や「そう快感」まで損なってしまう。既設の風力発電施設が来訪者に対して、圧迫感・威圧感を与えており、新たに設置される施設についても、圧迫感・威圧感を与える。このような観点から、特例を定めることは認められない。

1-2 展望と眺望について

室生赤目青山国定公園内青山高原の一部は既設風車により、既に自然景観が阻害されている。しかし、三角点からの眺望については、視野に入る風車の数も少数かつ遠景で小さいことから、まだ十分に国定公園の眺望として評価に値する。また、青山高原は駐車場と

眺望を楽しめるポイントが近いことなどから、他の自然公園とは異なり、万人が気軽に自然を楽しめる場所になっている。よって、この景観は県民が享受できる自然の恩恵の一つであり、将来的にも守り次世代に引き継ぐ必要性のあるものである。しかし、風車が増設された場合はこの景観が悪化することは明らかであり、国定公園の評価に値する景観ではなくなる。したがって、特例を定めるべきではない。

同様に、三角点付近からの眺望が著しく妨げられる。第一種特別地域に設置される管理用道路が、植生の破壊や野生動物の生息環境の変化をもたらし、景観上も好ましくない。自然環境の破壊がこれ以上進むことは、国定公園としてよいことではない。これらのことから、特例を定めることは認められない。

1-3 動植物に対する影響

野生動物、特に鳥類の減少については風力発電との因果関係を示す調査結果が出されており、「動植物の生息に対して影響を及ぼす。」「生態系が守られるべき国定公園内で大きな影響が出ている。」といった内容である。このために、風力発電施設建設については慎重になるべきである。青山高原は一度破壊されたら元に戻らない貴重な自然であることを認識するべきである。また、風力発電による低周波音の動植物等への影響については、よくわかっていない。したがって、特例を定めることは認められない。

1-4 その他（[4]「CSR（社会貢献）」について）

[4]については冗長である。したがって削除するのがよい。

2. 特例を定めることを明記すべきとする意見

2-1 公益性について

昨今のエネルギー問題等に関する経済社会的条件に照らし、さらに、公益性も認められる。したがって、その設置を許可する。

2-2 既存施設の影響について

風力発電施設の設置について、風量・道路・鉄塔の三大立地要素を兼ね備える同国定公園においては、既に20基の風車が稼動しており、眺望や生息する動植物の生態系に重大な影響を与えたという問題や指摘を見出せない。今後も自然環境保全に多大な支障を来たすとは考えにくい。よって、特例を定めることは、適当と考える。

2-3 既存施設が設置された経緯

既存施設設置においても、風力発電施設の新築及び工作物の新築に限り、「主要な展望地からの著しい妨げにならないこと」、「山稜線を分断する等眺望に著しい支障を及ぼさないこと」の要件を適用除外とする基準の特例を設定した経緯もある。よって、特例を定めることは、適当と考える。